

仕 様 書

1. 件名

地方独立行政法人京都市立病院機構の施設及び事業運営に係る各種損害保険の調達に係る入札

2. 保険契約基本事項

＜1＞保険契約者	地方独立行政法人京都市立病院機構
＜2＞保険期間	始期 2020年 4月 1日 午後4時 から 終期 2021年 4月 1日 午後4時 まで

※ただし、運送保険は「2020年4月1日午前0時から2021年3月31日午後12時までとする。

＜3＞保険料支払方法	一時払（保険料払込猶予特約条項付帯） ※財産保険は長期一括払
------------	-----------------------------------

3. 運送保険又は動産総合保険

＜1＞保険種類・使用約款	貨紙幣類・有価証券年建運送保険あるいは動産総合保険
＜2＞被保険者	地方独立行政法人京都市立病院機構
＜3＞担保内容	以下の偶然な事故による貨紙幣類に対する損害を担保する。 (1)盗難 (2)火災・爆発 (3)風水災
＜4＞保管・移送状況	①輸送貨物：現金・小切手のみ（輸送を行うのは京都市立京北病院のみ） ②輸送手段：携行便（職員が携行し、自動車で輸送） ③輸送区間：「京北病院～金融機関」「京北病院～各診療所」の間 ④保管場所：別紙「現金保管・移送リスク情報」のとおり ⑤保管期間：1週間 ⑥その他、保管方法、保管・輸送額、セキュリティ状況等は別紙「現金保管・移送リスク情報」のとおり
＜5＞免責事項	①地方独立行政法人京都市立病院機構及び役職員等の故意、不正行為等 ②地震・噴火・津波およびこれらに起因する津浪 ③債券の回収不能、不渡り、相場価値の下落 ④取引相手による詐欺 ⑤偽造、変造、模造、若しくは贋造 ⑥身代金の支払 ⑦恐喝 ⑧保管中の紛失、原因不明の数量不足 ⑨地方独立行政法人京都市立病院機構の使用するコンピューターシステムの操作に起因する損害 ⑩帳票又は伝票の誤記等の事務的・会計的間違い
＜6＞てん補限度額	1事故あたり1,000万円 ※損害保険金支払い後、てん補限度額は復元するものとする。
＜7＞免責金額	なし
＜8＞その他	・金庫内保管期間は1週間とする。 ・金庫外保管中も担保すること。 ・確定精算不要方式とする。

4. 自動車保険

＜1＞保険種類

名称は問わないが各社認可取得の総合自動車保険を基本とする。

＜2＞補償内容

①契約者が所有する全車両(別紙「被保険自動車明細書」のとおり)

賠償	対人	無制限
	対物	無制限(免責金額:0円)
人身傷害		1名につき3,000万円
搭乗者傷害	死亡 後遺障害	1名につき1,000万円
	入院	日額 15,000円
	通院	日額 10,000円
無保険車傷害		1名につき2億円

②契約者が所有する以下車両のみ車両保険付帯

枝番	車名	登録番号	車両価格(万円)
4	キャラバン	京都301ま4303	200
5	ハイエース	京都301つ7017	100
12	キューブ	京都502に8124	95
13	ハイエース	京都800せ1420	120
15	セレナ	京都502つ8455	100

＜3＞契約条件

- ・人身傷害は被保険自動車搭乗中のみ担保とする。
- ・搭乗者傷害は日額払とし、部位・症状別払は不可とする。
- ・人身傷害に関する従業員不担保特約を付帯する。
- ・搭乗者傷害に関する従業員不担保特約を付帯する。
- ・臨時代替自動車担保特約を付帯する。
- ・対物超過費用補償が付帯可能な車両には付帯すること。
- ・対人臨時費用は不担保とする。
- ・車両保険は一般条件とし、免責金額は1事故10万円とする。
- ・各社標準のロードサービスを付帯すること。
- ・別紙「被保険自動車明細書」の記載情報に車検証との相違があった場合は車検証を優先参照する。

5. 労災総合保険

＜1＞保険種類・使用約款 労災総合保険普通保険約款

＜2＞被用者

被保険者の使用人で地方公務員災害補償法等の被保険者全て(短期就労者等を含む。)

- ・業種区分 94
- ・被用者数1,234名、賃金総額7,866百万円

	職員数(名)		賃金総額(百万円)	
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
市立病院	835	303	6,431	909
京北病院	51	45	387	139

＜3＞担保内容

【法定外補償条項】

- ・被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法定外補償規程等に基づき、災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に対して、下記＜4＞に定める金額を限度として被保険者に保険金を支払うものとする。
- ・自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険(以下、「自賠責保険」という。)による保険金の支給を受けた場合には、その限度において、災害補償金の額を減額する。ただし、自賠責保険の保険金と見舞金との差が、見舞金の10分の8に満たない場合又は同保険金が見舞金を超える場合には、見舞金の10分の8をもつて被用者又はその遺族の見舞金とする。
- ・保険金は、地方公務員災害補償法等によって給付が決定された場合に限るものとし、身体の障害区分については地方公務員災害補償法等による決定に従うものとする。
- ・同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とする。

<4>保険金額

【法定外補償条項】

被保険者における法定外災害補償規程による定額方式

<常勤職員>

	業務上(万円)	通勤途上(万円)
死亡	3,000	2,400
後遺障害1級	3,000	2,400
後遺障害2級	2,590	2,072
後遺障害3級	2,219	1,775
後遺障害4級	1,889	945
後遺障害5級	1,574	787
後遺障害6級	1,296	648
後遺障害7級	1,051	526
後遺障害8級	819	410
後遺障害9級	616	308
後遺障害10級	461	231
後遺障害11級	331	166
後遺障害12級	224	112
後遺障害13級	139	70
後遺障害14級	75	38
休業補償	定率20%	

<非常勤職員>

	業務上(万円)	通勤途上(万円)
死亡	1,860	1,200
後遺障害1級	1,540	975
後遺障害2級	1,500	940
後遺障害3級	1,460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30
休業補償	定率20%	

<5>付帯する特約条項等

- ①法定外補償条項
- ②通勤災害担保特約条項
- ③職業性疾病担保特約条項
- ④アスベスト危険・じん肺不担保特約条項

6. その他

- <1>本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- <2>保険仲立人扱いとする。
- <3>本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、地方独立行政法人京都市立病院機構の指示に従うものとする。
- <4>保険証券に「仕様書のとおりに」と記載すること。